

令和5年第13回会津若松市  
農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年12月20日（水）午後1時30分

2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 委員 農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
		14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 1名

13番委員	佐野 和枝				

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	入江 俊一郎				

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和5年第13回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてであります。 署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員4番) 春日部 一視 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員7番・庄司 遼委員、農業委員12番・折笠 康裕委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>次に、本日の議事について申し上げます。 議事については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。</p> <p>それでは議事に入ります。 始めに、議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>各提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第52号の1番について、農業委員4番春日部一視より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、12月14日午前8時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員7番) 庄司 遼 委員</p>	<p>門田地区担当委員より2番から3番について説明願います。</p> <p>議案第52号の2番から3番について、農業委員7番庄司遼より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 2番の案件につきましては、農地所有者の死去に伴い、相続を放棄された相続財産について、これを管理する弁護士から農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするもので、3番の案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、12月17日午後2時より、地区担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員17番) 渡部 裕末 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より4番について説明願います。</p> <p>議案第52号の4番について、推進委員17番渡部裕末より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、12月15日午後2時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員5番) 山田 千代志 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より5番について説明願います。</p> <p>議案第52号の5番について、推進委員5番山田千代志より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p>

<p>会 長 (農業委員1番) 長谷川 泰道 委員</p>	<p>調査月日は、12月17日午後2時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>堂島地区担当委員より6番について説明願います。</p> <p>議案第52号の6番について、農業委員1番長谷川泰道より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、12月16日午後1時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長  (農業委員10番) 室野井 建一 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第52号 は許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>湊地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>農業委員10番室野井建一より、議案第53号の1番について、報告いたします。</p> <p>申請の詳細は議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づき、貸駐車場を整備するものであります。</p> <p>農地区分については、第1種農地の「既存施設拡張事業」に該当するため、転用許可可能なものであります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、12月18日午前10時25分から、農地部会より 折笠部会長、渡部副部長、古川部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであります。</p> <p>本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>会 長  (農地部会長) 折笠 康裕 委員</p>	<p>また、本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会長の調査報告をお願いします。</p> <p>地区担当委員の報告のとおり12月18日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めてまいりましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長の調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第53号 は許可するものと決せられました。</p>

<p>(推進委員 14 番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>次に、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より 1 番について説明願います。</p> <p>推進委員 14 番佐藤恒男より、議案第 54 号の 1 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、分家住宅を整備するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、第 3 種農地の「宅地進行化区域内農地」に該当するため、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、12 月 18 日午前 9 時 20 分から、農地部会より 折笠部会長、渡部副部会長、古川部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであります。 本件については、農振法は手続き不要、都市計画法・土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>(農地部会長) 折笠 康裕 委員</p>	<p>また、本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会長の調査報告をお願いします。</p> <p>地区担当委員の報告のとおり 12 月 18 日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めてまいりましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 54 号 は許可するものと決せられました。</p>
<p>(農業委員 4 番) 春日部 一視 委員</p>	<p>次に、議案第 55 号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。 (※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 梶内 徳仁 委員 退席 農地利用最適化推進委員 島影 盛継 委員 退席</p> <p>はじめに、所有権移転について、地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より 1 番について説明願います。</p> <p>農業委員 4 番春日部一視より、所有権移転の 1 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者に対して所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12 月 14 日午前 8 時 15 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 14 番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>次に、利用権設定について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より 1 番について説明願います。</p> <p>推進委員 14 番佐藤恒男より、利用権設定の 1 番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12 月 16 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 12 番)</p>	<p>一箕地区担当委員より 2 番について説明願います。</p> <p>推進委員 12 番本田武史より、利用権設定の 2 番について、報告いたします。</p>

<p>本田 武史 委員</p>	<p>詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては農家間での利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月16日正午より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長  (農業委員10番) 室野井 建一 委員</p>	<p>湊地区担当委員より3番から5番について説明願います。  農業委員10番室野井建一より、利用権設定の3番から5番について、報告いたします。</p>
<p>会 長  (農業委員3番) 古川 正俊 委員</p>	<p>詳細については議案書記載のとおりであります。 3番の案件につきましては認定農業者に対する利用権設定で、4番から5番の案件につきましては農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月15日午後5時より地区担当委員4名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長  (農業委員7番) 庄司 遼 委員</p>	<p>神指地区担当委員より6番から15番について説明願います。  農業委員3番古川正俊より、利用権設定の6番から15番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、6番から14番は、認定農業者に対する利用権設定であり、15番は農家間での利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月16日午前10時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長  (農業委員17番) 手代木 久司 委員</p>	<p>門田地区担当委員より16番から24番について説明願います。  農業委員7番庄司遼より、利用権設定の16番から24番について、報告いたします。 なお、19番、20番、24番の案件につきましては大戸地内の農地を含んでおりますが、面積が多い門田より報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 16番から19番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定で、20番から24番の案件につきましては農地中間管理を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月17日午後3時より地区担当委員4名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長  (農業委員4番) 長谷川 幸栄 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より25番から26番について説明願います。  農業委員17番手代木久司より、利用権設定の25番から26番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長  (推進委員4番) 長谷川 幸栄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より27番から34番について説明願います。  推進委員4番長谷川幸栄より、利用権設定の27番から34番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月15日午後4時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長  (農業委員15番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より35番から38番について説明願います。  農業委員15番星俊典より、利用権設定の35番から38番について、報告いたします。 なお、34番の案件につきましては荒井と川南地内の農地を含んでおりますが、面積が多い館ノ内より報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。</p>

<p>会 長 (推進委員 13 番) 菅井 洋一 委員</p>	<p>35 番の案件につきましては、親子連名で農業経営改善計画の認定を受けている経営体において、父親名義の農地について共同経営者である子に対して利用権の設定を行うものです。 36 番から 38 番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>八田地区担当委員より 39 番から 43 番について説明願います。</p> <p>推進委員 13 番菅井陽一より、利用権設の 39 番から 43 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 39 番の案件については農家間での利用権設定で、40 番から 43 番の案件につきましては農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12 月 16 日午前 9 時 30 分から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員 14 番) 武田 久美子 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 44 番から 46 番について説明願います。</p> <p>農業委員 14 番武田久美子より、利用権設の 44 番から 46 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 44 番から 45 番につきましては農家間での利用権設定で、46 番につきましては認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12 月 15 日午後 2 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 10 番) 高橋 一浩 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 47 番から 57 番について説明願います。</p> <p>推進委員 10 番高橋一浩より、利用権設の 47 番から 57 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 47 番から 48 番につきましては農家間の利用権設定で、49 番から 57 番につきましては認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12 月 16 日午後 2 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 55 号 農用地利用集積計画の作成については、原案のとおり承認と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議無いものと認めます。 よって、議案第 55 号 は原案のとおり承認するものと決せられました。 (※退席していた 2 委員 入室の上、着席) 農地利用最適化推進委員 梶内 徳仁 委員 着席 農地利用最適化推進委員 島影 盛継 委員 着席</p>
<p>会 長 農業委員会事務局</p>	<p>次に報告に移ります。 報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については、事務局より報告願います。</p> <p>はじめに、報告第 22 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の 1 番から 11 番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p>

<p>会 長</p>	<p>次に、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の1番から4番について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細は、議案書記載のとおりです。</p> <p>これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。</p> <p>なお、都市計画法上の意見としまして、1番2番には、引き続き都市計画法第29条の開発許可の手続きを進めること、3番4番には、①隣接する土地との境界を明確にすること、②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること、③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること、④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること、との意見が付されております。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p>
------------	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和5年12月20日

会津若松市農業委員会 会長 渡部 政美

農業委員7番 庄司 遼

農業委員12番 折笠 康裕